

会期 12月11日から  
12月19日まで

# 第4回下條村議会定例会 条例制定等・補正予算等審議

議会  
だより

平成26年第4回下條村議会定例会は、12月11日に召集され19日までの9日間の会期で行われました。一般質問と専決処分の報告1件、専決処分の承認3件、条例制定3件、条例改正1件、正予算3件、陳情3件、意見書2件、が提出され、審議の結果15件が承認・可決され、1件が継続審査となりました。

- ▼一般質問は四氏より  
初日に行われた一般質問は、次のとおりです。  
●平成二十七年予算について  
●リニア中央新幹線県内駅へのアクセス道路について  
●土砂災害防止法に基づく災害危険区域指定に伴う村の対応について  
●リニア工事認可による今後の見通しについて  
●平成二十七年予算要望事項  
●空き家の有効活用及び廃墟化した空き家対策について  
●ヘリポートについて  
●道の駅の営業時間について  
熊谷政孝
- 一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます。
- ▼専決処分の報告  
●損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告  
村道に穴が開いていることに気づかずバイクの車輪がその穴にはまってしまいバイクごと転倒し、フロントライトとボディを破損させたものを専決処分により損害賠償した金額を報告しました。
- ▼専決処分の承認  
●議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
●特別職の職員に給与に関する法律の一部改正する法律が公布されたことに伴い議会議員の期末手当支給割合を〇・一五月引き上げるもので、施行日は十二月一日で承認されました。
- 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 特別職の職員に給与に関する法律の一部改正する法律が公布されたことに伴い特別職の期末手当支給割合を〇・一五月引き上げるもので、施行日は十二月一日で承認されました。
- 一般職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
平成二十六年八月七日に勧告された人事院勧告に準拠したもので、一点目が自動車等の使用距離五キロ以上の職員の通勤手当額を使用距離数に応じて百円から七千円の幅で引き上げるもので、施行日は本年四月一日、二点目が一般職の職員の勤勉手当支給割合を〇・一五月引き上げるもので施行日は本年十二月一日、三点目は一般職の職員の給与月額を平均で〇・二七％引き上げるもので、施行日は本年四月一日で承認されました。
- ▼条例制定  
●下條村放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
厚生労働省令により、放課後児童健全育成事業に携わる職員の要件等が明確に示されたことから、国の基準が示す参酌すべき点、従うべき点を考慮しつつ、地域の実態に即した条例を市町村ごとに制定する必要があることで可決されました。
- 下條村家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
家庭の保育事業等とは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つの事業のことであり、小規模な集団で、きめ細やか保育提供を目指す条例を制定することで可決されました。
- 下條村特定教育・保育施設及び特

- 定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
子ども、子育て支援制度では、利用者が見直しを希望する保育所、幼稚園等の施設について「施設型給付」または「地域型保育給付」の対象となるかどうかを市町村が確認する必要があり、その「確認」のための基準として制定することで可決されました。
- ▼条例改正  
●下條村国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
産科医療保険制度における掛金の額を見直しと併せて出産育児一時金の額を見直し、健康保険法施行令等の一部を改正するもので、現在三十五万円となっている出産育児一時金の支給について四十万四千円に引き上げるとともに、産科医療保障制度に加入される規定自体は見直さないため総額は四十二万円に維持することで可決されました。
- ▼補正予算  
●一般会計（第四号）  
二千九百五十万円増額  
歳入の主なものとは地方交付税を二千三百六十八万円、災害復旧費補助金八十五万円、繰入金では美術品購入基金取り崩しで五十万円、村債は農林施設災害復旧費の補助残分、六十万円、災害復旧費事業債の借入限度額を八十万円増額しました。歳入の主なものとは、衆議院議員総選挙で二百三十三万円、福祉医療費事務委託料で三百二十三万円、介護特別会計繰出し金として四百六十八万円、高齢者肺炎球菌予防接種者増により百九十一万円、道路橋梁費では村道の舗装・法面点検委託料で二百三十万円、住宅退去に伴う修繕費で百六十七万円、小学校費では校舎西側階段塗装修繕費等で百九十九万円、災害復旧費では三百五十七万円などを増額し

- 総額二十六億四千五百万円となることで可決されました。
- 介護保険特別会計（第二号）  
三千七百四十七万円増額  
歳入の主なものとは保険給付費の増に伴い、国庫支出金を九百二十万円、支払基金交付金を千八百六十六万円、介護給付費準備基金繰入金を七百十三万円、一般会計繰入金を四百六十八万円などを増額しました。歳入の主なものとは居宅サービス給費で千四百三十六万円、地域密着型介護サービス給付費百四十二万円、施設介護サービス給付費で、千六百四十四万円、高額介護サービス費百二十四万円、特定入所者介護サービス経費で二百七十七万円などを増加し総額四億二千五百五十九万円となることで可決されました。
- 村営水道特別会計（第一号）  
歳入の主なものとは平成二十五年からの繰越金が確定し百万円などを増額、歳入の主なものとは、人件費で十六万円携帯監視システムの設定料で四十二万円、予備費で四十万円の増額で総額一億二千六百万円とする可決されました。
- ▼陳情  
●安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について  
●介護従事者の処遇改善を求める陳情書について  
●手話言語法制定を求める意見書提出を求める陳情書について  
継続審査
- ▼意見書  
●二件の意見書が提出され、採択され関係機関へ送付しました。  
●安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書  
●介護従事者の処遇改善を求める意見書

## 所得税・住民税 確定申告についてのお知らせ

確定申告は期限内に正しく行いましょう

平成二十六年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十六日(月)から三月十六日(月)まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告していただきますようお願いいたします。  
●期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などには加算税や延滞税も納めなければなりません。

### 確定申告をしなければならない方

- ◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方
- ◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方
- ◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要ですが、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。
- ◇二方以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十六年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方。
- ◇土地等の譲渡所得のある方。
- ◇年末調整で扶養の二重控除をされた方(夫婦や親子で一人の高齢者等をお互いに扶養控除した場合など)や、三十八万円以上の所得

### 青色申告の方は収支決算書を、白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、  
◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。  
◇白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付してください。  
なお、税法改正により白色申告の方で事業や不動産貸付等を行うら記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。収入金額や必要経費等に関する事項に記帳しておかなければなりません。詳しくは、飯田税務署までお問

### 農業所得の申告

くは飯田税務署までお問い合わせ下さい。  
●農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。  
◇収支計算申告の方  
農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。  
◇全量家事消費されている方  
平成二十六年分農業所得の家事消費に係る届け出を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。  
確定申告時の注意事項について

### 確定申告時の注意事項について

●扶養控除が変わっています。  
平成二十三年分より、十六歳未満の扶養控除が廃止されています。十六歳未満のお子さんは扶養控除の対象とはなりません。  
◇公的年金等受給者に係わる確定申告不要制度について  
平成二十三年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が四百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が二十万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。  
詳しくは、飯田税務署までお問

### 確定申告についてのお問い合わせ

- 飯田税務署  
(電話)〇二六五―二二―一六五
- 役場税務係  
(電話)二七―三二―